

# 岡山県造林事業実施要領

平成19年4月2日 治第 53号  
(略)

改正 令和4年7月21日、治第269号  
改正 令和5年7月6日、治第252号  
改正 令和5年10月2日、治第395号  
改正 令和6年3月29日、治第753号  
改正 令和7年4月1日、治第 66号

造林事業の実施にあたっては、岡山県造林事業補助金交付要綱(昭和48年7月23日付け、治第867号。以下「交付要綱」という。)、造林事業調査要領(昭和53年7月20日付け、治第359号。以下「調査要領」という。)、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け、13林整整第882号。以下「環境保全要綱」という。)、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け、13林整整第885号。以下「環境保全要領」という。)、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日付け、14林整整第580号。以下「環境保全運用」という。)、面的複層林施業の実施について(令和6年3月29日付け、5林整整第925号。以下「面的複層林施業通知」という。)、及び農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け、21農振第2453号)、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け、21林整計第336号)によるほか、この要領によるものとする。

## 第1 森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金による事業について

### 1 事業の内容等について

#### (1) 人工造林の樹種及び植栽本数について

##### ア 樹種別植栽本数(補助対象となる1ha当たりの上限本数)

スギ及びヒノキにあつては3,000本(ただし、ポット造林の場合にあつては、2,700本)

アカマツ、クロマツにあつては4,000本

ナラ、クヌギ、カラマツにあつては3,000本

キリにあつては500本

上記以外の広葉樹にあつては2,000本

ただし、スギ、ヒノキ、アカマツ及びクロマツにあつては、地域森林計画に定める植栽本数の中仕立ての60%未満の場合、その他にあつては上限である植栽本数の60%未満の場合は補助対象としない。

イ 肥料木等の混植率は、主林木の30%以内とする。

ウ その他知事が適当と認めたもの。

エ 外国樹種の承認について

環境保全運用第11の(1)のキのなお書きの林野庁長官の包括承認があつたもの以外の外国樹種を造林しようとする場合、当該造林地の市町村長は次に掲げる事項を記載した申請書に關係する試験研究報告書等を添付して知事に承認申請することができる。

(ア) 樹種名

(イ) 造林見込み面積

(ウ) 1ha当たり植栽本数

(エ) 1ha当たり造林費

(オ) 既往造林面積及び植栽木の生育状況

(カ) その他市町村長が必要と認める事項

オ 人工造林を被害木等の整理(気象災等を受けた被害木及び当該被害木の伐採跡地における造林の障害となる樹木の伐採及び搬出で「特殊地拵」として取り扱う。)と跡地造林(被害木等の伐採跡地における苗木の植栽又は播種及びこれらに伴う作業をいう。)に分割して補助金の交付を受けることができるものとする。

カ 補植は、人工造林により植栽を行った森林のうち山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所において、鳥獣害による枯損率(枯損苗木数/植栽本数)がおおむね30%以上発生し、鳥獣施設等の改良と一体的に行う場合に、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として、補植後

の植栽密度が2,000本/haを超えない範囲で1回に限り行うことができるものとする。

(2) 樹下植栽等

環境保全要領別表3のイの(イ)に規定する事業は次のとおりとする。

ア 松林の改良の対象林齢は3齢級以上とする。

イ 広葉樹林の改良の対象林齢は2齢級以上とする。

ウ 天然下種更新は、母樹等を保存し、支障物整理等及び全域地表かき起こしを行う。

エ 改良Aは、不用木の除去を立木本数（地際直径5cm以上の樹木）の概ね80%以上行うもの、かつ不良木の淘汰を立木本数（地際直径5cm以上の樹木）の20%以上行うものとする。

オ 改良Bは、改良Aに加えて、下種更新を促すため全域地表かき起こしを行うものとする。

カ 改良Cは、不用木の除去を立木本数（地際直径5cm以上の樹木）の概ね80%以上行うもの、又は不良木の淘汰を立木本数（地際直径5cm以上の樹木）の概ね10%以上行うものとする。

キ 天然下種更新及び改良Bにおける地表かき起こしは、実面積が区域面積の50%以上とし、原則として、事業実施の翌年度の初日から起算して2年（以下「更新期間」という。）を経過して更新が確実に図られていることとする。

なお、事業主体は当該林地の更新状況について、更新期間経過後速やかに県民局長へ報告するものとする。

ク 萌芽整理は、しいたけ原木等となる樹木（以下「対象樹木」という。）が30%以上含まれる林分を対象として行うものとし、不用萌芽の除去を対象樹木の概ね80%以上の株に対して行うものとする。不用萌芽の除去と合わせて行う不用木の除去は、立木本数（地際直径5cm以上の樹木）の概ね80%以上行うものとする。

ケ 施行地は、概ね5年以上経過しなければ補助対象（ただし保育は除く。）としない。

(3) 更新伐

環境保全要領別表3のロに規定する事業(面的複層林施業を除く。)は次のとおりとする。

ア 整理伐及び人工林整理伐

(ア) 森林環境要領別表3のロに規定する更新伐のうち、環境保全運用第2の8の(6)に規定する整理伐（ただし、松林保護樹林帯造成で実施したものを除く。）の施行地は、保育を除き概ね5年以上経過しなければ補助対象としない。

(イ) 環境保全運用第2の8の(7)に規定する人工林整理伐については、実施後10年間は上層木の全面的な伐採を行わないこと。

(ウ) 整理伐及び人工林整理伐については、環境保全要領第12の1の(4)に基づき、当該林地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていることとする。

なお、事業主体は当該林地の更新状況について、更新期間経過後速やかに県民局長へ報告するものとする。

(4) 森林緊急造成

環境保全要領別表1の2の(1)に定める事業主体、地方公共団体及び森林所有者が締結する協定については次のとおりとする。

ア 協定書は様式第1号を参考に作成するものとする。（森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。）

イ 協定の期間は10年以上とする。

ウ 対象森林内に複数の森林所有者が存在する場合にあっては、連名による協定が望ましい。

(5) 保全松林緊急保護整備（衛生伐）

環境保全要領別表1の2の(5)のクに規定する衛生伐については、次により実施するものとする。

ア 松くい虫の繁殖源となる被害木、被圧木及び衰弱木等の伐採及び不用木の除去を行うとともに、伐採した被害木について玉切り、枝払い、薬剤処理を行うものとする。

イ 衛生伐については、翌年以降の松くい虫被害状況により繰り返し実施することができるものとする。

ウ 伐採された松が松くい虫の新たな繁殖源とならないよう適切な時期に実施するとともに松くい虫の繁殖源となる被害木、被圧木及び衰弱木等を優先して伐採するものとする。

エ 伐採した被害木は薬剤処理を行うこととし、検査確認するために必要な被害木の調査野帳を整備するものとする。

オ 伐採した不用木等は松林の成長に支障のないように整理するものとする。

(6) 保全松林緊急保護整備（衛生伐以外）

環境保全要領別表1の2の(5)のク以外については、次により実施するものとする。

ア 整理伐を実施した場合には、県民局長が不要と認めた場合を除き、翌年度の初日から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わなければならない。

イ 改良1は、松林（主林木）の伐採及び不用木の除去（不用萌芽の除去を含む）を立木本数（松くい虫被害木を含む）の30%以上行うものとする。

ウ 改良2は、松林（主林木）の伐採及び不用木の除去（不用萌芽の除去を含む）を立木本数（松くい虫被害木を含む）の10%以上行うものとする。

(7) 面的複層林施業について

環境保全要領別表1の1のコの規定による面的複層林施業については、次により実施するものとする。

ア 面的複層林施業通知の別紙第2に定める面的複層林施業の対象森林（以下「対象森林」という。）の要件については次によるものとする。

(ア) 面的複層林施業通知の別紙第3の1の(1)の「まとまって所在する」とは、原則として接続する区域とする。林道、作業道等によって区域が分断される場合であっても、一体的な取扱いが可能な場合にあつては、接続する区域とする。

(イ) 面的複層林施業の実施を定めた森林環境保全整備事業計画の計画樹立時に10齢級未満であっても、当該事業計画の計画期間内に10齢級に達するものについては、対象森林に含めることができる。

イ 市町村長は、市町村森林整備計画の達成に資するため、計画の実施状況の把握に努めることとする。

ウ 面的複層林施業通知の別紙第4の1に定める更新伐は次により実施するものとする。

(ア) 伐採率は材積率を基準とし、伐採率の算出における単位区域は、施行区域を単位区域とする。なお、伐採率については、現地における実行性等を考慮し調査要領第21の9に定める方法により算定する。

(イ) 1施行地における1回の更新伐の伐採率の上限は、保安林においては保安林の定めによる。

(ウ) 带状及び群状による更新伐及び更新伐を行った箇所における植栽は、実面積（伐採区域面積）を補助対象面積とする。

(エ) 面的複層林施業の実施を定めた森林環境保全整備事業計画における「当該森林が維持すべき立木材積」は、当該林分の地域森林計画に定める標準伐期齢時における立木材積の2分の1とする。

エ 面的複層林施業通知の別紙第4の1の(4)に定める「更新に必要な措置」とは、人工造林及び樹下植栽等のうち地表かき起こし等の更新補助作業をいう。

オ 樹下植栽等における地表かき起こしは、地表かき起こしの実面積が区域面積の50%以上行うものとする。

カ 環境保全要領第12の1の(4)に定める「確実な更新が図られると知事が認めた場合」とは、更新方法が人工造林、天然更新にかかわらず、天然下種等による稚樹等（天然下種更新による稚樹のほか樹下植栽した樹木、混交していた広葉樹及び広葉樹の萌芽をいう。）が樹下植栽以外の更新完了の基準以上成立している場合をいう。

(8) 森林作業道整備について

環境保全要領別表1の1のシに規定する森林作業道の開設、改良及び復旧については、岡山県森林作業道作設指針(平成23年4月28日付け、治第69号)及び岡山県造林作業道実施基準(平成23年8月25日付け、治第611号)に適合したものを補助対象とする。

(9) 花粉発生源植替えについて

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6第8の6の(1)のオの規定により、当該林地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていることとする。

なお、事業主体は当該林地の更新状況について、更新期間経過後速やかに県民局長へ報告するものとする。

- (10) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）について  
環境保全要領別表 1 の 2 の(4)の事業規模 c (c)の要件については、山地災害危険地区ではないこととする。

## 2 事業主体について

- (1) 県民局長は、環境保全要領別表 1 に定める森林法施行令第11条第 8 号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)から補助金の交付申請があった場合には、「森林法施行令第 11 条、第12条、別表第 3 及び別表第 4 の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」（平成14年10月15日農林水産告示第1630号）の第 1 項、第 2 項及び次の事項を確認するものとする。
- ア 規約の内容
  - イ 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容
  - ウ 造林地の森林所有者(森林法第 2 条第 2 項に定める森林所有者をいう。)
- (2) 県民局長は、森林所有者の団体が事業を実行するに当たっては、次のものを整理保管するよう指導するものとする。
- ア 議事録
  - イ 収入及び支出を明らかにした帳簿
  - ウ 補助金の受領及び配分についての帳簿

## 3 森林環境保全整備事業に関する計画書について

- (1) 事業主体は、毎年度、環境保全要領第 3 に規定する翌年度に実施する森林環境保全整備事業に関する計画書(以下「実施計画」という。)を作成し、県民局長へ提出するものとする。ただし、公益社団法人おかやまの森整備公社(以下「公社」という。)が事業主体の場合は、知事に提出することができる。
- (2) 県民局長は、実施計画を取りまとめて農林水産部長に報告するものとする。

## 4 事前計画について

- (1) 事業主体は、花粉発生源植替え及び花粉発生源植替えと一体的に実施する林木被害防止施設等整備並びに森林作業道整備について、補助を受けようとする施業の前まで(ただし、市町村及び公社は起工日の前まで)に事前計画を県民局長へ提出するものとする。ただし、公社が事業主体の場合は、知事に提出することができる。
- (2) 知事又は県民局長は、提出された事前計画について、補助要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と施業予定箇所との位置関係、事業に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか等について確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。
- (3) 事前計画の様式及び添付する書類は次のとおりとする。
- ア 事前計画書(様式第 2 号)
  - イ 対象区域及び面積、計画期間、年度別計画(別紙 1)
  - ウ 施業別計画内訳(別紙 2)
  - エ 図面(作業種別の計画区域及びその面積、作業システム、路網密度の現状と目標、搬出材積、森林作業道の線形及び延長を記載)
  - オ 苗木生産業者への苗木発注書等の書類(花粉症対策苗木等であること及びコンテナ苗であることが明示されているもの)
- (4) 事前計画の作成に当たっては、特に以下の事項に留意する。
- ア 1 施行地の面積は原則として0.1ha以上とする。
  - イ 森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道整備は補助対象としない。
  - ウ 保安林等の制限林において伐採又は開発行為等を行う場合は、当該伐採又は開発行為等に係る手続きを行う。

## 5 補助金の申請について

- (1) 交付要綱第 3 条の 1 の補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。
- ア 総括位置図(施行地の位置を示した 5 万分の 1 地形図又はこれに準ずるもの)

イ 施業図（様式第3号）

なお、間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載したもの。また、森林作業道にあつては別に定めるところによる。

ウ 現地写真（原則として位置情報が記録されたもの）

なお、岡山県森林クラウドに登載することができる。

（ア）事業実施前及び完了後の写真

人工造林の「地拵え（刈払機・チェーンソー）」、「地拵え（片付けのみ）」及び「地拵え（機械地拵え）」の標準単価を適用する場合は、地拵えの状況を撮影するものとする。下刈りについては、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、令和4年度以降の環境保全要領別表1の1のアの施行地において、4回目以降の下刈りを実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真を撮影するものとする。

（イ）被害森林の写真（作業前の写真）

エ 搬出材積集計表（様式第4号）及び当該集計表に係る市場等が発行した仕切書（精算書）の写し

オ 社会保険等加入実態状況表（様式第5号）

カ 保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の場合、伐採した不良木の平均胸高直径を調査した調査表（様式第6号）

キ 受託造林の場合は委託契約書の写し

（ア）森林経営計画に基づくものは森林経営委託契約書の写し又は造林事業委託契約書（原則として、森林所有者等の自筆署名によるものとする）の写し

（イ）特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づくもので環境保全運用第16の2の(6)（以下「みなし規定」という。）及び第16の2の(4)のア（以下「森林経営計画作成義務規定」という。）の規定によるものは造林事業委託契約書の写し、環境保全運用第16の2の(4)のイ（以下「森林経営計画作成努力義務規定」という。）の規定によるものは森林経営委託契約書の写し

ク 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づく場合（みなし規定を除く。）は森林経営計画作成に関する同意書

（ア）森林経営計画作成義務規定によるものは様式第8号

（イ）森林経営計画作成努力義務規定によるものは様式第9号

ケ 請負に付した場合は、請負契約書（原則として、森林所有者等の自筆署名によるものとする）の写し

コ 委任状（原則として、森林所有者等の自筆署名によるものとする）の写し（代理申請の場合）

サ 実行経費内訳書（市町村が請負に付した場合、ただし、実行経費に係る関係書類の写しに代えることもできる）

シ 森林所有者との協定書（原則として、森林所有者等の自筆署名によるものとする。）の写し（森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ周辺施設森林整備の場合）

ス 測量野帳（人工造林、樹下植栽の場合）

セ 森林経営計画等に基づかない人工造林及び樹下植栽において、当該林分の伐採及び伐採後の造林の届出書の写し

ソ 森林保全再生整備において、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）第4条の2に基づく協議会が組織されている場合にあつては、当該協議会との連絡調整の結果を記載した書類

タ 森林保全再生整備において、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類

チ 施業実施協定書の写し（森林法施行令第11条第7号に掲げるNPO等が実施した場合）

ツ 森林法施行令第11条8号に規定する団体の場合は、規約、造林地の森林所有者を明示した構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿

テ 花粉発生源植替えについて、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し（林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第1条で定める樹種以外の樹種にあつては、樹種が確認できる書類の写し）

ト 花粉発生源植替えにおいて、当該施業が森林経営計画に基づかない場合は、様式第8号

- ナ 環境保全運用別表 1 のトに規定する安全チェックシート
  - ニ 令和 4 年度以降の環境保全要領別表 1 の 1 のアの施行地において、4 回目以降の下刈りを実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る書類（様式第10号）
  - ヌ 岡山県作業道作設指針に即して作設されたものであることが確認できる書面（チェックリスト（様式第12号））
  - ネ 環境保全運用別表 1 のナに規定する環境負荷低減チェックシート
  - ノ その他知事が必要と認める書類（農地転用許可（写し）等）
- (2) 補助金交付申請を行う事業主体は、次の書類を整備し、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5 年間保存しなければならない。なお、写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。
- ア 社会保険等加入実態状況表に係る証拠書類（施行地ごと）
  - イ 測量野帳
  - ウ 伐採木の搬出状況写真、集積場所におけるはい積状況写真（間伐及び更新伐で必要な場合）
  - エ 選木状況写真（保育間伐、間伐及び更新伐で選木作業を実施した場合）
  - オ 森林経営計画書、実施権配分計画又は集約化実施計画書
  - カ 受委託契約に係る仕様書
  - キ 受委託契約に係る見積書
  - ク 受委託事業精算書
- (3) 事業主体は、原則補助金の申請前までに、(1) のイの施業図（シェープファイル形式）を岡山県森林クラウドに登録すること。なお、登録に当たっては、別途通知する登録方法を参照して行うものとする。
- (4) 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像等を提出する場合は、(1) アからウの書類について省略することができるものとする。
- (5) 補助金交付申請書に記載する面積及び施業図は、コンパス等による測量、地球測位システム（GNSS）等による測量、オルソ画像等による測量によるものとする。  
また、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるものとする。  
なお、保育等の面積は、当該施行地での人工造林の施業図（竣功調査により確定したもの）又はこれと同程度以上の精度を有する図面から求めることができる。
- (6) これまで造林事業で申請があり、竣功調査により確定した施行地で、岡山県森林クラウド等のGIS等により位置、区域、面積等の情報を管理している場合は、当該情報を活用することができる。
- (7) 間伐及び更新伐について、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。
- (8) 交付要綱第 4 条に規定する補助金の交付決定及び額の確定通知書に添付する造林事業補助金明細書の様式は様式第 7 号とする。

## 6 補助金額の算出について

市町村が請負に付して施行した場合、その設計・積算において環境保全運用第16の 3 の(6)のイに規定する経費以外のものが含まれている時は、請負額からその相当額を差し引いたものを実行経費とする。

## 第 2 補助金交付実績報告について

県民局長は、造林事業補助金交付実績報告（様式第11号）を毎四半期の翌月の20日までに農林水産部長に報告する。

## 第 3 鳥獣害防止施設等の維持管理について

- 1 森林環境保全整備事業により実施した鳥獣害防止施設等の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。
- 2 当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の者を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、事業主体が他の者を指定する場合には、あらかじめ県民局長に届け出るものとする。
- 3 当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体は速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うこと。
- 4 事業主体は当該施設台帳（点検・補修等の情報を含む。）を整備すること。なお、岡山県森林

クラウドにより情報を管理している場合は、当該情報を活用することができる。

- 5 県民局長は、下列りの検査等において、維持管理の実施状況を確認するものとする。また、当該施設の効果が十分に発揮されるよう、事業主体等に対し、研究機関等が作成した管理技術に係るマニュアル等を参考に、現地の諸条件に応じた効果的な指導・助言を行うものとする。

#### 第4 施行地等の転用等に伴う補助金の返還措置について

##### 1 交付要綱の規定に係る取扱い

交付要綱第7条第1項(5)から(7)までの規定に係る具体的な取扱いを定めるものとする。

##### 2 補助金の返還措置の対象となる事業

この要領による補助金の返還措置の対象となる事業は、知事又は県民局長が交付要綱第4条の規定により決定し、通知した補助金の交付に係る森林の造成、保育、伐採及びこれに必要な作業路網その他の施設の整備に係る事業（以下「返還対象事業」という。）とする。

##### 3 補助金の返還の仕組みと手続き

- (1) 知事又は県民局長が返還対象事業について交付要綱第4条の規定に基づき補助金の交付に条件を付すことにより定めた転用等制限期間を経過しない間に、当該事業により整備した造林施行地、作業道等（これらに附帯して整備された駐車場等の施設を含む。以下「施行地等」という。）の転用若しくは用途変更又は施行地上の立木竹の全面伐採除去（以下「転用等」という。）がなされ、4に定める基準等に該当する場合には、事業主体は、その転用等について知事の承認を得るとともに、当該施行地等に係る補助金を県に返還するものとする。
- (2) 返還対象事業の事業主体は、当該事業の施行地等の転用等の情報を得たときは、様式第13号によりその旨を遅滞なく県民局長を通じて知事に届け出るものとする。
- (3) 知事は(2)の報告書の内容を審査し、補助金を返還することが相当であると判断した場合は、県民局長を通じて事業主体に通知するものとする。
- (4) 事業主体は、(3)の通知に基づき、様式第14号により県民局長を通じて知事に転用等の承認及び補助金返還の申請をするものとする。
- (5) (1)の転用等に係る知事の承認は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に行うものとする。
  - ア 事案発生に至る経緯において、森林所有者の経済的理由や地域社会における情勢等からやむを得ないと認められること。
  - イ 再発防止策を事業主体で作成し、研修会、会議等で周知徹底を積極的に取り組んでいること。
  - ウ 転用等があった後も、返還対象事業の事業計画に定められた基本方針及び事業量等が達成できるなど、転用等が地域林業に及ぼす影響の度合いが小さいと判断されること。
- (6) (1)の規定にかかわらず、公用若しくは公共用に供する場合又は天災その他やむを得ない事由により転用等する場合であって、次に掲げる場合においては、知事の同意を得た上で、補助金の返還を免除することができる。なお、人命救助、災害の支援その他非常事態への対応のため緊急の必要がある場合は、事後に知事の同意を得ることができる。
  - ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第1項各号に規定する事業に供する場合
  - イ 天災等により施行地等がその機能を果たさなくなった場合
  - ウ その他林野庁長官と協議して特にやむを得ないと認める場合
- (7) (6)に該当する場合、事業主体は別紙様式第15号により県民局長を通じて知事に協議し、同意を得るものとする。

なお、交付要綱第7条第1項(5)に規定する転用等の承認については、知事の同意をもって承認にかえることができるものとする。
- (8) 県に返還する補助金の額は、別途定めるものとする。

#### 4 補助金の返還事由

3の(1)に規定する補助金の返還は、当該補助金の交付を受けた返還対象事業の転用等が、返還対象事業の転用等が当該事業に係る交付要綱及び実施要領等において、基準若しくは要件を満たさなくなるとき又は補助金の交付に当たって付した条件等に該当するときに行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成23年8月25日から施行し、平成23年度予算分から適用する。  
(略)

附 則

- 1 この要領は、令和4年度2・四半期事業から適用する。ただし、第1の1の(3)のイ及び(8)並びに第1の4の(1)の改正箇所については、令和4年度森林環境保全整備事業補助金により実施するものから適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年度2・四半期事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年10月2日から適用する。ただし、第1の5の(1)のヌの改正箇所については、令和5年11月1日以降に着手した森林作業道から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年度1・四半期事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年度1・四半期事業から適用する。